

## 入会金及び会費規則

### (通則)

第1条 一般社団法人海外環境協力センター定款第7条に規定する会員の入会金及び会費については、この規則の定めるところによる。

### (入会金)

第2条 定款第5条第1号及び第2号に規定する会員の入会金は、10万円とし、入会時に一括して納入するものとする。ただし、同条第3号に規定する会員のうち、地方自治体については、入会金を免除する。

### (会費)

第3条 定款第5条第1号及び第2号に規定する会員の会費の額は毎会計年度30万円とし、同条第3号に規定する会員の会費の額は、毎会計年度10万円とし、毎年6月30日までに一括して納入するものとする。ただし、同条第3号に規定する会員のうち、地方自治体については、会費を免除する。

2 新規加入の会員は、入会時に当該年度の会費を一括納入するものとする。ただし、10月1日より3月31日までの間に入会する場合には、当該年度の会費は、それぞれの半額とする。

### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。